

自治会費の支払いについて

西鎌倉住宅地自治会

自治会費は原則として、自治会指定の金融機関(りそな銀行)に開設した会員口座より、口座振替払いとすることになっています。(自治会施行細則)

1. 会計年度

4月1日から翌年3月31日までの一年間が会計年度となり、会費納入もこの期間が基準となります。

2. 会費

(1) 初年度

初年度会費は、入会の時期により異なります。

入会時期	合計	内訳	
		年会費	防犯カメラ設置分担金
4月1日～9月30日	4,300 円	3,300 円	1,000 円
10月1日～3月31日	2,800 円	1,800 円	1,000 円

➤ 防犯カメラ設置分担金について

平成26年度に自治会で防犯カメラを設置するにあたり、設置費用の一部として各戸より分担金 1,000 円を徴収しました。入会される方には同額の負担をお願いしています。

(2) 2年目以降

2年目以降、年会費は 3,300 円です。(2年目以降は防犯カメラ設置分担金がありません)

3. 会費納入の手続き

初年度会費は、下記の自治会口座にお振込みをお願いします。

また、2年目以降の口座振替に間に合うよう、初年度会費の振込みに併せて(口座開設と)口座振替手続きをお済ませください。

(1) 初年度会費の振込み

転入の方の初年度分の会費は、下記口座にお振込みください。

振込先銀行: **りそな銀行 大船支店 (店番号 636) 普通預金**

口座番号: **1295806** 受取人: **西鎌倉住宅地自治会**

* 振込依頼人名の前に必ず 番地 を入れて下さい (例: 1-2-3 ニシカマ タロウ)

(2) 口座振替手続き (☆りそな銀行のどの支店でも手続き可能ですが、事前に必要書類等、銀行に電

話でお問い合わせの上、行かれることをお勧めします。大船支店: 0467-46-2111)

ご用意頂くもの: ○「預金口座振替依頼書」(←お手元がない場合、ブロック長又は自治会館へ)

○「銀行届出印鑑」など

↓

りそな銀行にて: 口座振替手続き (口座がない場合は、口座開設もお願いします)

↓

手続き完了後に、銀行から「控え(振替申込書)」を受け取り、それをブロック長にお届け下さい。

なお、口座名義人と 総務部提出の世帯主名は、なるべく揃えて頂きますようお願いいたします。

これで翌年度以降の会費は、りそな銀行の預金口座から、年1回、4月末日の口座振替となります。

4. 転出時、又は、口座名義人変更時 の手続きについて

銀行で振替停止又は名義人変更手続きをし、その「控え」を「移動届」と共に自治会にご提出ください。